

大阪市告示第201号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時休館について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和7年2月19日

大阪市長 横山英幸

施設名	年 月 日
大阪市立住之江屋内プール	令和7年4月1日（火）から 同年5月11日（日）まで

（環境局総務部施設管理課）